

# 白山市竹松墓地公苑の概要 使用条件及び墓碑の設置基準

## 概 要

- |            |   |
|------------|---|
| 1. 位 置     | 白山市竹松町2580番地                                |
| 2. 区画数     | 1,400区画                                     |
| 3. 1区画の大きさ | 1区画 3.3㎡ (間口1.81m×奥行1.81m)                  |
| 4. 使用料     | 1区画 310,000円<br>(市内に住所を有しない者は 1区画 465,000円) |
| 5. 付帯施設    | 四阿、水汲場、駐車場、緑地帯等                             |

## 使用条件

1. 墓所は、市内に住所を有する者又は市内に本籍を有する者に限り使用することができます。
2. 墓所の使用は、1世帯1区画とします。
3. 使用者は、墓所の使用許可の日から**5年以内**に墓碑を設置しなければなりません。使用許可後、5年を経過しても墓石を設置しない場合、使用許可を取り消すことがあります。
4. 墓所の権利を譲渡又は転貸してはいけません。
5. 墓所を墓碑の設置目的以外に使用できません。
6. 使用者は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、速やかに市長に届け出なければなりません。
7. 相続等により、墓所の権利を承継しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。
8. 使用者は、墓所を使用しなくなったときは、直ちに原状に復し、市長に返還しなければなりません。**(墓所を返還しても、使用料は返還されません。)**
9. 使用者は、墓所の除草、清掃等を行い、適正に管理しなければなりません。

## 墓碑の設置基準

1. 墓碑の基礎を墓所の境界石より高くできません。また、十分な基礎処理を施し、沈下又は傾倒しないようにしてください。
2. 墓碑の高さは、通路面から3m以下としてください。
3. 境界石の高さは、基礎面から30cm以下としてください。
4. 墓所に植樹をしてはいけません。
5. 墓所に上屋類、塀類又は竹垣等を設置できません。
6. 墓所の境界石の上に墓碑等を設置できません。

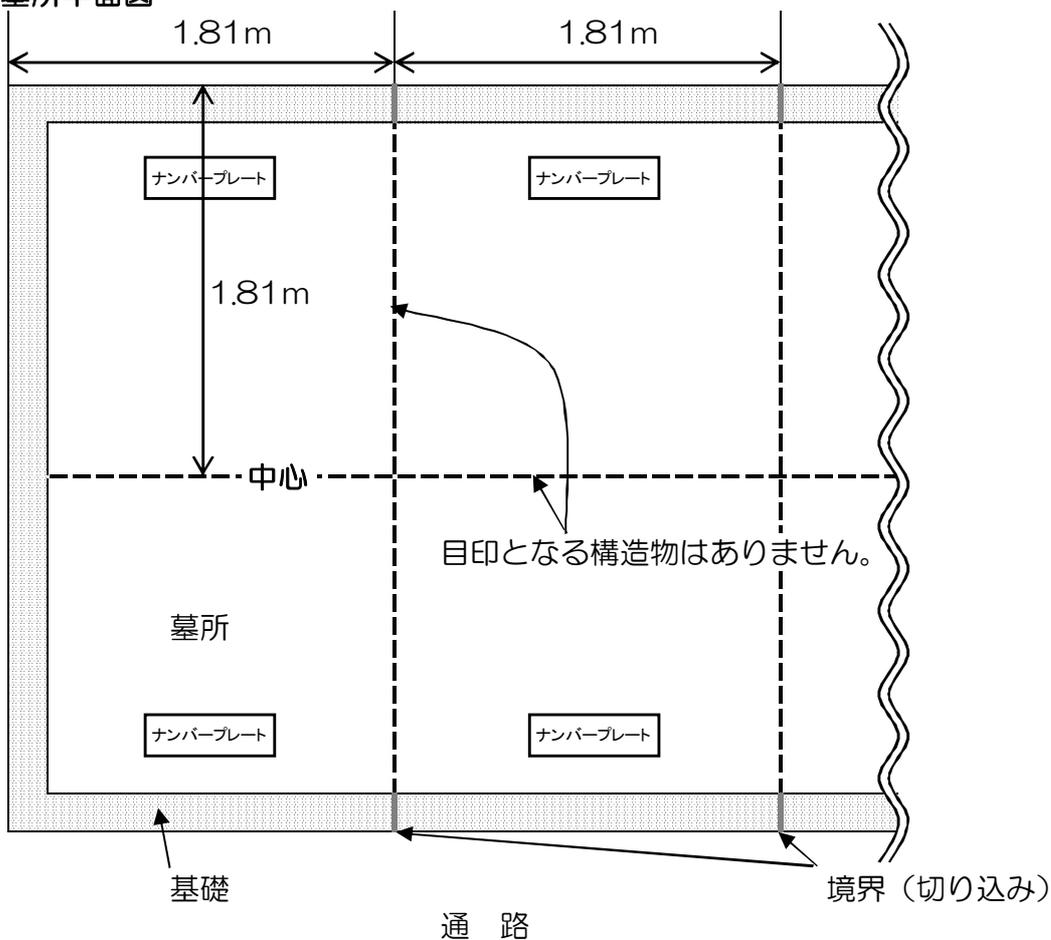
## 申請時に必要なもの

1. 使用を希望する方の住民票（本籍の記載があるもの）1通
2. 使用料 31万円（※ 市内に住所を有しない者は 46.5万円）

## 申請書提出先・お問い合わせ先

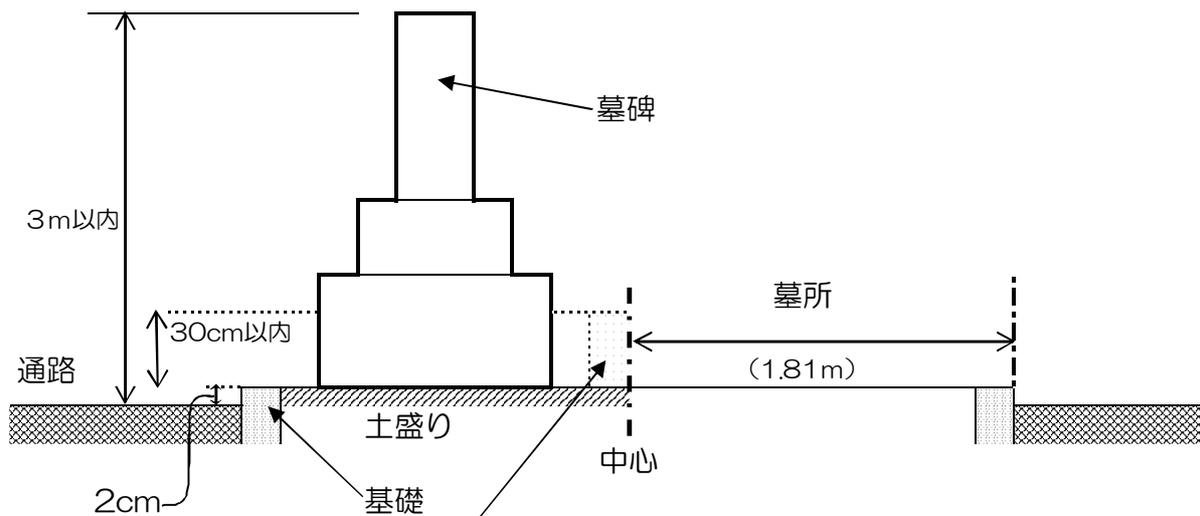
白山市役所本庁舎4階 市民生活部環境課（電話 076-274-9538）

○ 墓所平面図



- ※ 隣の墓所との境界は、基礎の仕上面に切り込みを入れて表示してあります。
- ※ 区画番号を彫り込んだ白御影石製ナンバープレートを各区画に置いてあります。

○ 墓所断面図



- ※ なお、境界石（縁石）を設置する場合は、通路面から高さ30cm以内とする。

## ○施工に当たっての注意点

- 1 墓地施工前に市環境課へ「墓地工事施工届」を提出すること。
- 2 既存の基礎面は、そのまま残し、その上に墓石を設置すること。
- 3 墓地内通路に車を乗り入れないこと。
- 4 通路には、段石、敷石を設置しないこと。
- 5 すき取りした土を他の墓地区画にばら撒かないこと。
- 6 コンクリート、モルタル等、セメントの付いた物を手洗い場で洗い、排水溝を詰まらせないこと。施工の際の発生材は、全て持ち帰ること。
- 7 隣接墓地区画に部材を放置しないと。
- 8 施工後、隣接墓地及び通路を汚した場合、清掃すること。
- 9 墓地施工後、違反が判明した場合、市の指導のとおり速やかに改修すること。
- 10 使用許可後、5年を経過しても墓石を設置しない場合、使用許可を取り消すことがあります。

# 竹松墓地公苑



# 竹松墓地公苑周辺図



# 竹松墓地公苑全体図

